

100-0005

千代田区丸の内2丁目5番2号三菱ビル9階

ランドマ-7 税理士法人

様

令和 6 年 4 月 17 日

練馬東 税務署長
財務事務官



意見聴取結果についてのお知らせ

税務行政につきましては、日ごろからご協力いただきありがとうございます。

さて、下記の納税者の申告書に添付された税理士法第33条の2第1項又は第2項に規定する書面に記載された事項に関し、あなた（貴法人）に税理士法第35条第1項の規定による意見聴取を行った結果、当該納税者に係る申告（法人税、地方法人税、消費税）について、特に問題とすべき事項は認められず、現在までのところ調査は行わないこととしましたので、お知らせします。

なお、後日、申告内容について新たな疑問等が生じた場合には、調査を行うこともありますので、その際には改めてご協力をお願いいたします。

記

納税者名

納税地

担当者

電話 03 - 6371 -

内線 ()